

第5次入間市総合振興計画 後期基本計画

(平成24年度～28年度)

ちや くに
茶の都
いるま



入間市

第3章 施策の大綱

第1節 豊かな心ふれあうまち

(1) 平等社会

(2) コミュニティ

(3) 市民文化

(4) 平和・国際交流

(5) 生涯学習

(6) 幼児・学校教育

(7) 社会教育

(8) スポーツ・レクリエーション

教育や学習、スポーツ、芸術文化などさまざまな活動を通じて、生きがいや市民の交流の輪を広げ、豊かな心がふれあうまちを目指します。



(1) 平等社会

心豊かな社会形成の基本となる人権の尊重をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) コミュニティ

地域のさまざまな活動や交流の舞台となるコミュニティ^{*}への支援に努めます。

(3) 市民文化

文化のまちづくりを推進するとともに、文化活動の拠点となる施設等の活用を図り、市民文化の振興を図ります。

(4) 平和・国際交流

平和行政を推進し、広く世界に目を向けるとともに、姉妹・友好都市交流の促進を通じて国際理解を深め、ともに歩むまちづくりを進めます。

(5) 生涯学習

生涯学習推進のための環境づくりに努めるとともに、学習活動を通じた人づくり、学習の成果を生かしたまちづくりへとつなげていきます。

(6) 幼児・学校教育

豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成を目指し、幼児教育・学校教育の内容の充実を図るとともに、教育体制を充実します。また、教育施設や設備の整備を進め、よりよい教育環境の確保に努めます。

(7) 社会教育

青少年の育成、芸術の振興、公民館・博物館・図書館等の活用を通じて社会教育の推進を図ります。

(8) スポーツ・レクリエーション

健康な生活の基礎となるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

^{*}コミュニティ：一定の地域に居住し、共属意識を持つ人々の集団で、地域共同体と訳されている。



第1章 豊かな心ふれあうまち

教育や学習、スポーツ、芸術文化などさまざまな活動を通じて、生きがいや市民の交流の輪を広げ、豊かな心がふれあうまちを目指します。

第1節 平等社会	第1項 人権の尊重 第2項 男女共同参画社会の推進
第2節 コミュニティ	第1項 コミュニティ活動の充実 第2項 市民活動の充実
第3節 市民文化	第1項 市民文化活動の充実 第2項 文化施設の充実
第4節 平和・国際交流	第1項 平和行政の推進 第2項 国際化の推進 第3項 姉妹都市交流の推進
第5節 生涯学習	第1項 生涯学習の推進 第2項 学習活動の充実
第6節 幼児・学校教育	第1項 幼児教育の充実 第2項 学校教育の充実 第3項 学校教育体制の充実 第4項 学校施設の整備
第7節 社会教育	第1項 青少年の育成 第2項 文化芸術の充実 第3項 公民館の充実 第4項 博物館の充実 第5項 図書館の充実
第8節 スポーツ・レクリエーション	第1項 スポーツ・レクリエーションの充実